

## 小浜市六次化産品等販路開拓支援業務の企画提案に係る仕様書

### 1 業務名

小浜市六次化産品等販路開拓支援業務

### 2 業務の目的

六次化産品を始めとする小浜市の特色を活かした産品について、商品開発の入口から出口までを総合的に支援することで、大都市圏にも販路を拡大できる様な商品力の強い産品の創出を促し、一次産業者や中小企業者の経営力強化を始めとする農山漁村および地域経済の活性化による所得の向上と雇用の拡大を目的とします。

### 3 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとします。

なお、業務実施にあたっては、小浜市が別に実施するインターンシップ事業<sup>\*</sup>と連携（商品開発に関する個別支援への同席の受け入れ等）し、十分な効果が得られるよう調整等を行うとともに、同事業のプログラム等の作成にあたり、小浜市の求めに応じて必要な助言等を行うこととします。

#### (1) セミナー開催業務

##### ① セミナーの開催

年間6回以上

（新商品開発や販路開拓に関する事など、一次産業者や中小企業者の経営発展に繋がるセミナーを開催します。）

##### ② 業務実施報告書の提出

受託者は、委託業務を終了したときは、セミナーの実施実績を内容とする委託業務実施報告書を書面で提出します。

#### (2) 販路開拓支援業務

##### ① 支援対象事業者の選定

4事業者

（セミナーに参加した事業者の中から選定）

##### ② 商品開発に関する個別支援

1事業者1アイテムに限ります。

4回以上（約90分／1回）×4事業者

##### ③ 販路開拓支援

1回以上×4事業者以上6事業者程度

（個別支援で完成した商品に対して、希望する販売チャンネルにマッチする大都市圏のバイヤーとの商談や、展示会等に出展する際の、ブースのデザインおよび設営等の企画調整を行います。）

#### ④業務実施報告書の提出

受託者は、委託業務を終了したときは、個別支援等の実施実績および個別支援における事業者ごとの相談、改善指導ならびにその成果等を内容とする委託業務実施報告書を書面で提出します。

※経営感覚を持って6次産業化等の事業に取り組める人材を育成することを目的に、加工・販売等の実践的な経験（商品開発現場や販売、商談体験等を想定）を得るために実施する、6次産業化等に取り組んでいる事業者等へのインターンシップ研修（2週間程度）。

### 4 企画提案内容

- (1) 3の(1)のセミナーについては、開催方法や研修内容等を具体的に提案してください。
- (2) 3の(2)の①の支援対象事業者の選定については、その選定方法を具体的に提案してください。
- (3) 3の(2)の②の個別支援および③の販路開拓支援については、その内容や手法を具体的に提案してください。
- (4) 3の(2)の③の展示会の企画調整については、小浜市として第52回スーパーマーケットトレードショーにて2小間での出展を予定しており、参加する事業者は3の(2)の①で選定した4事業者を含む6事業者程度を予定しています。なお、出展料（小間料金）については小浜市が負担します。
- (5) 今回示した業務の内容以外に、予算額の範囲内で、事業目的を達成するため有効と思われる事項があれば追加提案してください。

### 5 業務の実施体制等

#### (1) 業務の実施体制

本委託業務に関して、十分な遂行体制がとれる業務実施体制を設けてください。

#### (2) 経理の方法

業務に要する旅費、報酬等の支払いに関する規程を整備することとし、経理においては、複数の者による確認体制を設けてください。

#### (3) 委託料の支払い

本委託業務の委託料は、検査合格後、請求を受けてから30日以内に支払うものとし、なお、実績に応じて部分払いができるものとし、

### 6 留意事項

- (1) 本業務の契約締結にあたっては、3の(1)のセミナー開催業務と3の(2)の販路開拓支援業務は、別々に契約締結します。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、委託契約書および仕様書に従うこととし、関係法令を遵守してください。
- (3) 事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があり

ます。

- (4) 小浜市との委託業務により得た顧客情報は、顧客本人の了承を得ないまま委託業者の他の業務に使用してはなりません。
- (5) 必要性を十分検討し、個人情報の取り扱いについて必要最小限とするとともに、個人の権利および利益を侵害することのないよう配慮してください。
- (6) 当該個人情報を正確なものに保つよう努め、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じ、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正ができるものとしします。
- (7) 収集から廃棄に至るまで、適切に取り扱ってください。
- (8) 本業務の実施に伴い作成するテキスト、資料、報告書等についての権利は小浜市に帰属し、データ等の改変、2次利用者等に対し、いかなる異議も唱えることはできません。
- (9) 本業務の実施にあたっては、小浜市と十分に連携をとり、協議、調整の上、進めることとします。
- (10) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ小浜市と協議のうえ、承認を得ることとします。
- (11) 上記の業務内容および業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にもかかわらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄することができるものとしします。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明記されていない事項については、その都度、双方が誠意をもって協議することとします。